

議案第16号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出

清水町長 阿部 一 男

## 清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.3」を「100分の7.5」に改める。

第5条中「26,000円」を「27,408円」に改める。

第5条の2第1号中「27,000円」を「27,739円」に改め、同条第2号中「13,500円」を「13,869円」に改め、同条第3号中「20,250円」を「20,804円」に改める。

第6条中「100分の1.9」を「100分の2.6」に改める。

第7条中「7,000円」を「9,340円」に改める。

第7条の2第1号中「8,000円」を「9,452円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,726円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「7,089円」に改める。

第8条中「100分の1.0」を「100分の1.7」に改める。

第9条中「9,500円」を「9,284円」に改める。

第9条の2中「6,900円」を「7,387円」に改める。

第15条第1項第1号ア中「18,200円」を「19,185円」に改め、同号イ（ア）中「18,900円」を「19,417円」に改め、同号イ（イ）中「9,450円」を「9,708円」に改め、同号イ（ウ）中「14,175円」を「14,562円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「6,538円」に改め、同号エ（ア）中「5,600円」を「6,616円」に改め、同号エ（イ）中「2,800円」を「3,308円」に改め、同号エ（ウ）中「4,200円」を「4,962円」に改め、同号オ中「6,650円」を「6,498円」に改め、同号カ中「4,830円」を「5,170円」に改め、同項第2号ア中「13,000円」を「13,704円」に改め、同号イ（ア）中「13,500円」を「13,869円」に改め、同号イ（イ）中「6,750円」を「6,934円」に改め、同号イ（ウ）中「10,125円」を「10,402円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「4,670円」に改め、同号エ（ア）中「4,000円」を「4,726円」に改め、同号エ（イ）中「2,000円」を「2,363円」に改め、同号エ（ウ）中「3,000円」を「3,544円」に改め、同号オ中「4,750円」を「4,642円」に改め、同号カ中「3,450円」を「3,693円」に改め、同項第3号ア中「5,200円」を「5,481円」に改め、同号イ（ア）中「5,400円」を「5,547円」に改め、同号イ（イ）中「2,700円」を「2,773円」に改め、同号イ（ウ）中「4,050円」を「4,160円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「1,868円」に改め、同号エ（ア）中「1,600円」を「1,890円」に改め、同号エ（イ）中「800円」を「945円」に改め、同号エ（ウ）中「1,200円」を「1,417円」

に改め、同号オ中「1,900円」を「1,856円」に改め、同号カ中「1,380円」を「1,477円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,900円」を「4,111円」に改め、同号イ中「6,500円」を「6,852円」に改め、同号ウ中「10,400円」を「10,963円」に改め、同号エ中「13,000円」を「13,704円」に改め、同項第2号ア中「1,050円」を「1,401円」に改め、同号イ中「1,750円」を「2,335円」に改め、同号ウ中「2,800円」を「3,736円」に改め、同号エ中「3,500円」を「4,670円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。